

○工学院大学試験規程

(平成7年6月12日)

改正

(目的)

第1条 この規程は、学則第33条に規定する試験について、公正に実施し、あわせて学生の授業における学習への取り組みを向上させることを目的とする。

(試験の意義・努力規定)

第2条 試験は学生個人個人の学習の到達度を確認し、あわせて教育活動の成果を評価するために実施される。大学および教職員はこの目的を効果的に達成するよう努力しなければならない。

(試験の種類)

第3条 試験は科目試験と、卒業論文試験とする。

2 科目試験は、筆記試験を学期末に行うことを原則とする。ただし、実験、製図、演習等の科目は、平素の成績により考査することができる。

3 前項の規定に関わらず、科目により必要かつ教育的に意義がある場合は、授業期間内に試験を随時行うことができる。

(期末試験)

第4条 科目試験のうち、学期末に実施するものを期末試験とし、次のものを指す。

(1) 複数の教員が合同で担当する同一科目で、年間学事日程で指定される試験期間内に実施する「合同定期試験」。

(2) 個々の教員が、学事日程上予め設定された週に実施する「学期末筆記試験」。

(試験の方法)

第5条 科目試験は、教場にて行う筆記、口述または実技によるものと、オンライン上にて行う遠隔試験とする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

2 卒業論文試験は、論文、制作、計画または実験報告について随時行うことができる。

(試験の成績評価)

第6条 試験の成績評価については、学則第33条第4項から第6項の規定によるものとする。

(期末試験時間割)

第7条 期末試験の時間割は、原則として、試験開始日の1週間前に掲示で発表する。

(試験の受験資格)

第8条 試験を受験するには、あらかじめ学期初めの定められた期間に当該科目の履修登録をしていなければならない。

- 2 試験を受験するには、前項のほか、受験する学期までの学費を納入していなければならぬ。

(試験時間)

第9条 試験監督が受験生に対して、教場においては、試験開始の合図をしてから、退出の許可をするまでの時間を「試験時間」とする。

- 2 教場および遠隔においては、試験監督が解答開始の合図をしてから、解答終了の合図をするまでを「解答時間」とする。

- 3 解答時間は最大80分間とする。

(遅刻および退出)

第10条 解答開始後30分以上経過したときは、受験できない。

- 2 科目担当教員の承諾があり、かつ、解答開始後40分以上経過しなければ試験場から退場できない。

(受験者の義務)

第11条 受験者は試験の意義をふまえ相当の学習効果をあげ、かつ試験が公正に実施されるよう努力するものとする。

- 2 受験者は教場において次の事項に従わなければならない。

- (1) 学生証(仮学生証を含む)を机上に提示すること。
- (2) 答案用紙は、解答の有無にかかわらず必ず提出すること。
- (3) 筆記用具および許可された物品以外のものは、原則として各自の足元に置くこと。
- (4) 試験時間中に、他者と物品の貸借をしないこと。
- (5) 不正行為、もしくは不正行為とまぎらわしい行為をしないこと。
- (6) 試験監督の指示に従うこと。

- 3 受験者はオンライン上において次の事項に従わなければならない。

- (1) 個人に付与されたIDとパスワードでログインすること。
- (2) 受験にあたっては他者と協力しないこと。
- (3) 試験中に、他者と会話や通信をしないこと。
- (4) 試験中に、事前に指示された以外の目的でのインターネットアクセスや、許可されていない資料や情報ならびに計算機等のアプリケーションを使用しないこと。
- (5) 不正行為、もしくは不正行為とまぎらわしい行為をしないこと。
- (6) 試験監督の指示に従うこと。

(試験監督)

第12条 試験監督は、当該科目担当教員および教職員が当たる。

- 2 試験監督は、副学長(教学担当)の指揮の下に公正かつ円滑に試験を実施する。

- 3 必要に応じて試験監督補助者を置くことができる。

(試験委員会)

第13条 工学院大学教授総会規程第8条および工学院大学教授総会運営細則第3条第1項の規定に基づき、試験を公正に実施し学生の学習向上に資するために工学院大学試験委員会を置く。

2 工学院大学試験委員会の規程は、別に定める。

(追試験)

第14条 追試験は、工学院大学追試験規程第4条に定めるやむを得ない理由により、期末試験を受験できなかった者を対象に実施される。

2 追試験を公正に実施するため、工学院大学追試験規程により、申請の可否決定、実施方法を定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この規程の改廃は、教授総会において決定する。
- 2 この規程は平成7年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年12月21日から施行する(第12条第2項に代理で出席する委員に関する条文を追加)。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する(学科設置に伴う委員構成及び事務組織の改編に伴う条文改正、その他字句修正)。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する(学内委員会統合に伴う条文改正)。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する(学科設置に伴う委員構成の改正)。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する(試験の成績評価を5段階に改正)。
- 2 第5条試験の成績評価は、平成15年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する(学生生活幹事廃止に伴う改正、新学部・新学科設置に伴う選出委員の改正)。

- 2 第 12 条の選出委員以外に工学部・国際基礎工学科、工学部・電気工学科、電子工学科、情報工学科に在学生がいる限りにおいて、各 1 名の委員を選出することができる。
- 3 第 12 条の選出委員のうち、工学部・電気工学科と(7)工学部・電気システム工学科、工学部・電子工学科と(8)工学部・情報通信工学科、工学部・情報工学科と(11)情報学部・コンピュータ科学科又は(12)情報学部・情報デザイン学科、工学部・国際基礎工学科と(13)グローバルエンジニアリング学部・機械創造工学科の委員は兼務することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する(新学部・新学科設置に伴う選出委員の改正)。
- 2 第 12 条の選出委員以外に工学部・環境化学工学科、マテリアル科学科、建築学科、建築都市デザイン学科に在学生がいる限りにおいて、各 1 名の委員を選出することができる。
- 3 第 12 条の選出委員のうち、工学部・環境化学工学科と(5)工学部・環境エネルギー化学科、工学部・建築学科、建築都市デザイン学科と(11)建築学部・まちづくり学科、(12)建築学部・建築学科、(13)建築学部・建築デザイン学科の委員は兼務することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 組織改正に伴い、教務部長を学長補佐(教学担当)または副学長(教学担当)とする。
- 3 試験規程第 11 条第 2 項から 6 項および第 12 条の規定は、工学院大学試験委員会規程を新設し、当該規程へ移動するため、削除する。
- 4 字句の平仮名化。
- 5 第 12 条改廃規定の新設。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 GPA 制度導入による成績評価の改正。
- 3 受験資格に、学費延納について追加し、整備。
- 4 学校教育法改正に伴う変更。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。(追試験公正実施)

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 試験の種類を変更し、期末試験を追加。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 遠隔試験にも対応できるよう変更。

附 則

- 1 第12条第2項の規程は令和3年12月6日から、第9条第3項の規程は令和4年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項中「学長補佐」を削除する。
- 3 時間割上の1時限あたりの授業時間短縮に伴う変更。